

# 喜多方市景観計画

平成21年12月

喜多方市

# 喜多方市景観計画 目次

1.景観計画の目的-----	1
2.景観計画区域(法第8条第2項第1号関係)-----	2
(1)区域設定の考え方	
(2)区域の設定	
3.景観形成の理念と目標-----	3
(1)理念	
(2)目標	
4.景観形成の基本方針(法第8条第2項第2号関係)-----	5
(1)市域全体の景観形成	
(2)地域別の景観形成	
(3)建築物等による目指すべき景観形成	
(4)景観形成重点地域の指定方針	
5.行為の制限(法第8条第2項第3号関係)-----	20
(1)届出対象行為	
(2)景観形成基準	
6.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る方針(法第8条第2項第4号関係) --	25
(1)景観重要建造物の指定の方針	
(2)景観重要樹木の指定の方針	
7.屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限(法第8条第2項第5号関係)-----	26
(1)基本的事項	
(2)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観誘導方針	
8.景観重要公共施設の整備に係る方針 (法第8条第2項第5号関係)-----	27
(1)景観重要公共施設の整備	
(2)占用許可の基準	
9.計画の推進にあたって-----	28
(1)市民・事業者・行政の役割分担	
(2)景観施策の推進方策	
(3)景観法による制度等	
(4)関連施策との連携	
10.計画見直しの考え方-----	31
(1)計画見直しの視点	
(2)PDCAサイクル手法による計画管理	

## 1. 景観計画の目的

喜多方市は、恵まれた地形条件と歴史文化に生まれ、豊かな地域を形成してきた。飯豊連峰に代表される自然資源と会津盆地の田園地帯、蔵などに象徴される歴史文化資源等による本市らしい景観が形成されている。

これらの資源を、市民が守り、活かし、新たに生活の中で創り出していくことは、景観を市民共有の価値として高めていくことにつながり、新たな地域の発信力となる。そのためには、市民が身近なところから郷土の景観の良さを知り、各地域で景観によるまちづくりに取り組んでいくことにより、個性的で特色のある景観形成が進められる。

こうした市民の景観によるまちづくりの指針となり、本市の景観形成の方向づけを目指し、また本市の基本計画である喜多方市総合計画に掲げる将来像の実現のため、喜多方市国土利用計画における土地利用の方向性と整合を図りながら、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、豊かで美しい景観を市民との協働により維持・保全し、良好な景観の形成を図ることを目的として策定する。

### 景観形成に向けた取り組みの方向

#### ▶ 地域の魅力ある景観資源の発掘と保全活用による地域の誇りの再発見

地域の中で従来あまり意識されていなかった景観資源の発掘と保全活用の取り組みにより、市民が共有できる地域の誇りを再発見し、本市の豊かな自然と文化景観について次世代へ継承を図る。

#### ▶ 景観形成による新たな魅力の創出

本市の特色である飯豊連峰などの山並みと田園による景観、蔵の文化によるまち並みや農村集落の景観、歴史文化資源を組み合わせることによる個性的な景観形成を行い新たな魅力の創出をめざす。

#### ▶ 市民、事業者、行政が一体のもと市民主導の景観づくり活動の推進

誰もが目に見え、感じるにより郷土の景観の良さを知り、景観づくりの取り組みを通じて、市民意識の醸成を促進し、市民主導の景観づくりの展開をめざす。

### 景観資源を活かしていくための課題

◆ 豊かな自然・田園・歴史文化景観にふさわしい建造物等の誘導による美しい景観の形成

◆ 地域の資源を活かす歴史文化景観や眺望景観の形成

◆ 市民や訪れる人を和ませる蔵を活かしたまち並み景観の形成

◆ 景観、まち並みに対する市民意識の醸成による景観活動の展開

## 2. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

### (1) 区域設定の考え方

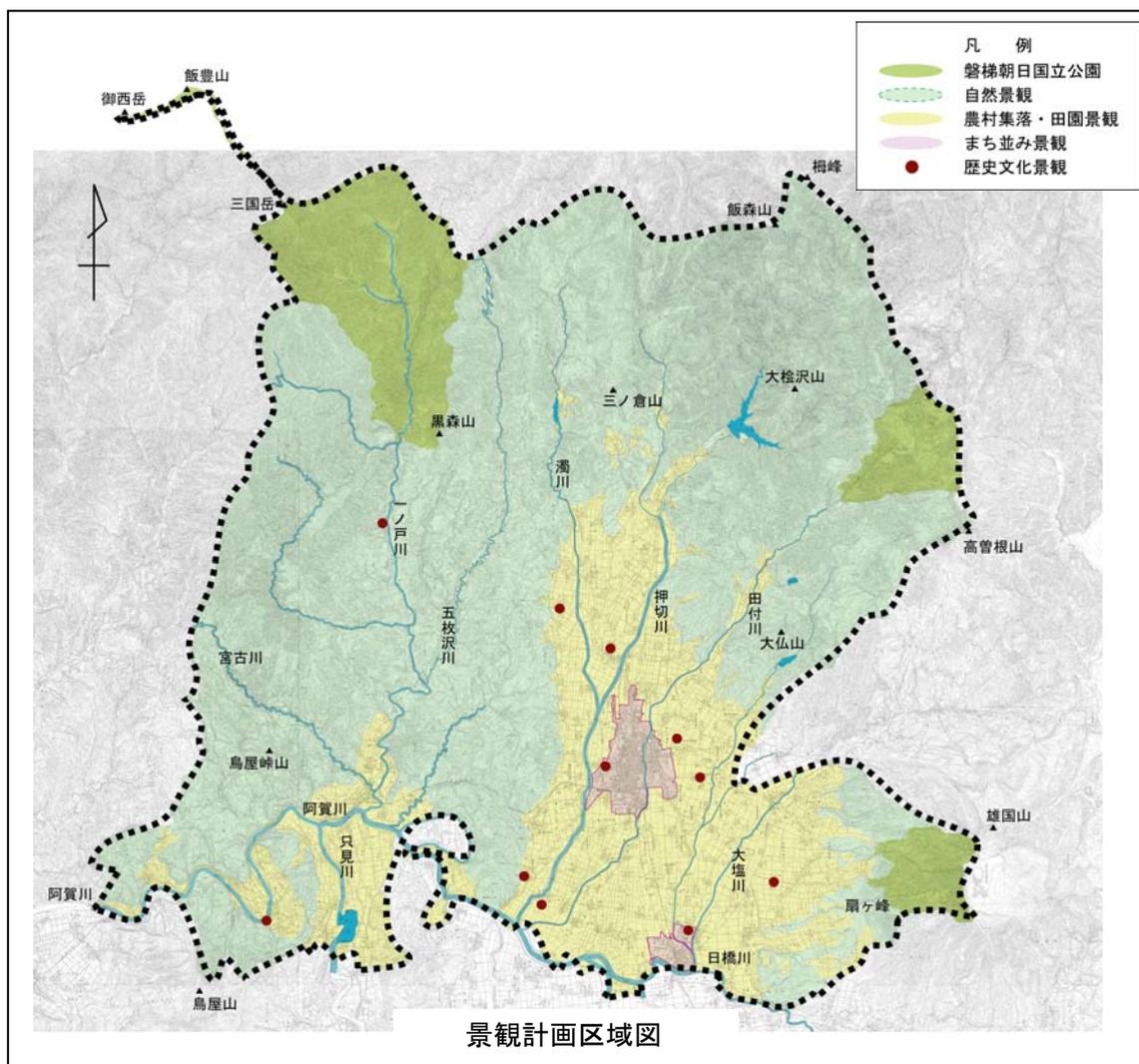
本市は、飯豊連峰や雄国山麓などの山並みや阿賀川等の河川で構成される山間部、扇状地に広がる農村部、用途地域が指定されている都市部などの多様な景観を有しており、また市民に親しまれてきた蔵のまち並みや多くの文化財等がある。

景観形成に関わる建築行為、工作物の設置、開発行為等について、国立公園、県立自然公園、保安林、農用地等すでに規制されている区域もあるが、本市をさらに豊かで美しいまちに育て、次代に引き継いでいくため、市域全体を景観計画の対象とする。

### (2) 区域の設定

本市の景観計画の区域は、市域全域を対象とする。

本市の行政区域 554.67 k m<sup>2</sup> 全域を景観計画区域として設定し、その概要は図に示すとおりである。



### 3. 景観形成の理念と目標

#### (1) 理念

市民の多くが飯豊連峰や雄国山麓に抱かれた雄大な自然景観と会津盆地の田園景観を本市のよい景観とし、誇りとしている。特に飯豊連峰の眺望は、市内いたるところから季節ごとに親しまれている。

まち並み景観としては蔵のまち並みが良い景観として多くあげられ、都市部だけでなく田園景観と調和した蔵も多く見られる。また、新宮熊野神社長床など歴史文化景観についても多くの市民に評価されている。（「喜多方市景観に関する市民アンケート」より）

こうした背景から、『飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり』を「景観形成の基本理念」とする。

飯豊連峰などの豊かな眺望と阿賀川等の豊富な水系に恵まれた、季節ごとの美しい田園景観を保全、継承するとともに、代々受け継がれた蔵の文化を活かした歴史あるまち並み景観を本市の固有の財産として守り育てることとする。

#### 〈景観形成の基本理念〉

#### 飯豊連峰に抱かれた田園や歴史文化と人とが共生する景観づくり

#### (2) 目標

飯豊連峰や雄国山麓に抱かれた暮らしの中で、地域の景観資源を保全・活用し、自然景観、農村集落・田園景観、まち並み景観、歴史文化景観の4つを柱として、美しい郷土の景観形成に向けて取り組むことを目標とする。

地域で見られる風景としての自然や集落の良さを維持し、自然景観、農村集落・田園景観を損なわないように努める。また、蔵などの歴史的な資源を活かしながら、これらと調和した美しいまち並み景観の形成を目指す。更に歴史と伝統ある地区で人々が代々営み、親しんできた生活文化を継承し、相互に融和した本市の景観形成を目指す。

### [眺望景観の保存・活用]

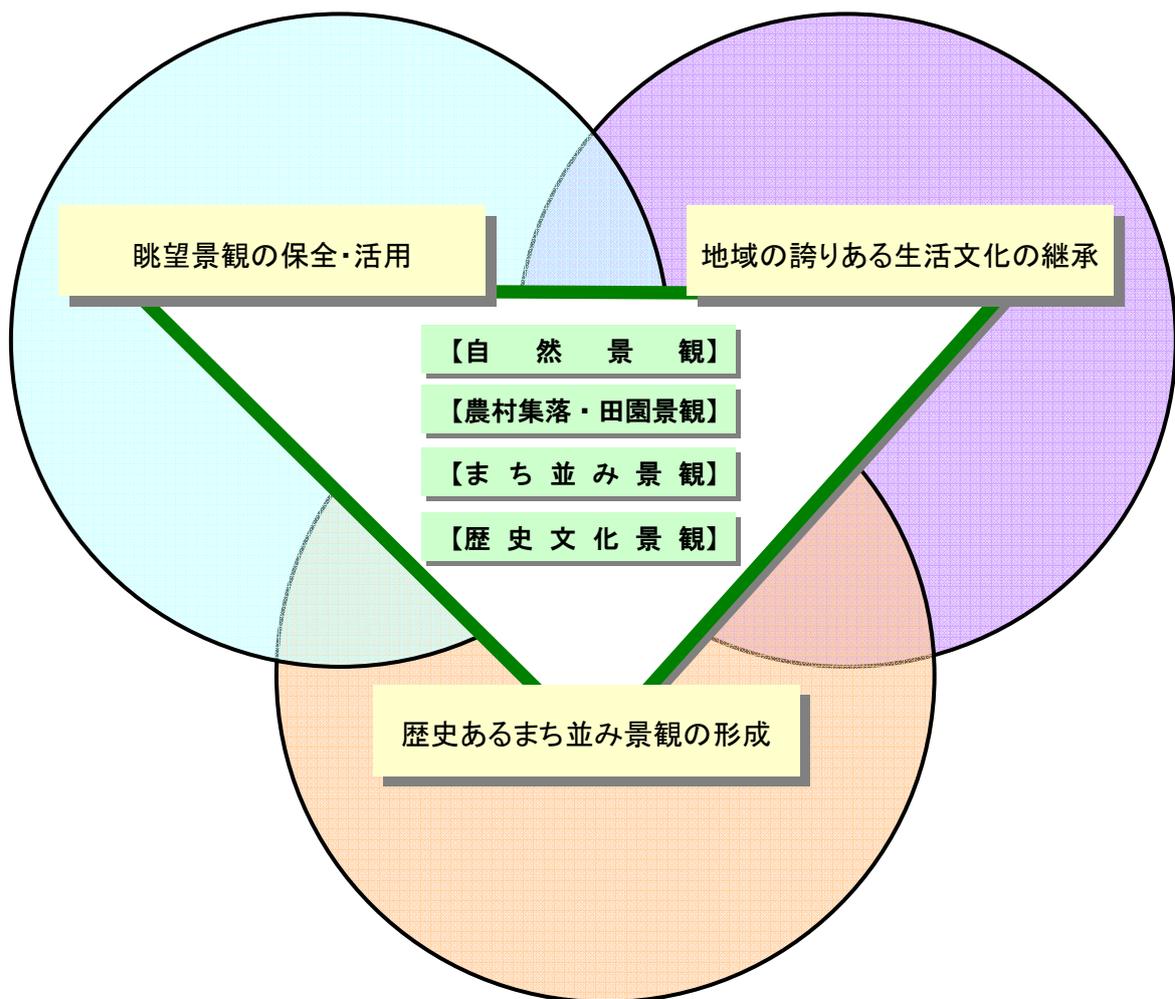
市内のどこからでも望める飯豊連峰に代表される山並みや阿賀川、日橋川などの広大な流れ、雄国山麓や三ノ倉高原から見下ろす会津盆地など本市ならではの变化に富んだ雄大な眺望景観を保全活用する。

### [地域の誇りある生活文化の継承]

豊かな風土に育まれた人々の暮らしの中で、長年受け継がれてきた、食の文化や住まいの文化、祭りや伝統芸能などの生活文化による景観を維持継承する。

### [歴史あるまち並み景観の形成]

周囲の山並みや川の流れなどの自然や農村集落・田園と、蔵に代表される伝統的建造物が調和した美しい景観の形成を図り、まち並みを形成する通りは、観光交流によるにぎわいを創出し、歴史あるまち並み景観の形成を目指す。



## 4. 景観形成の基本方針（法第8条第2項第2号関係）

### (1) 市域全体の景観形成

本市には、飯豊連峰、雄国山麓などの山並みや阿賀川、日橋川などの河川からなる自然、平坦部や山あい広がる田園や里山からなる農村集落、そして喜多方市街地、塩川市街地、また各地に点在する新宮熊野神社長床や示現寺などの寺社や史跡、伝統芸能からなる歴史文化が本市の景観を形成しており、また長い年月を経て文化として継承されている。

こうした風景が時間を経て、人々の生活の場として景観構造を形づくってきており、これからの時代に本市が目指すべき景観形成の方針として、自然・農村集落・田園景観の保全活用と特色あるまち並み景観の形成を図るものとする。

#### ①自然景観

##### 山並みや河川の保全活用による魅力ある眺望景観の形成

雄大な飯豊連峰や雄国山麓などの山並みと豊かな森林が広がり、市南部を西に向かう阿賀川を軸とする段丘状の地形と豊富な水流による河川により変化に富んだ地形を形づくっている。

##### 《方針》

新緑や紅葉など季節に応じて変化する美しい風景を維持継承していくために、山並みや河川の景観を保全するとともに、地形を大きく変化させる開発は避け、魅力ある眺望景観を守り育てる。



雄大な飯豊連峰の眺望



豊かな河川と飯豊連峰

## ②農村集落・田園景観

### 農村集落や田園の維持・保全によるやすらぎのある景観の形成

飯豊連峰や雄国山麓などの山並みを背景とした平坦部は、豊かな田園が広がり農村集落が点在している。山間部には河川や山あい沿った農山村集落が点在し、豊かな実りの場として息づいている。

#### 《方針》

平坦地に広がる水田地帯、山麓や山間の耕作地、農山村集落としての住居や蔵など本市の原風景となる農村集落・田園景観を維持・継承し、やすらぎのある景観を形成する。



大仏山と農村集落・田園景観



一ノ戸川沿いの田園景観

## ③まち並み景観

### 蔵と調和したまち並みによる趣のある景観の形成

本市には蔵が多く点在し、歴史ある蔵を活かしたまちづくりに取り組んでいる。また古いものの中に新しい感覚を取り込みながら新たなまちづくりが進められている。

#### 《方針》

蔵を活用した文化活動と市民の特色あるまちづくり活動を通して、本市固有の地域文化を表し、市民や来訪者が新たな魅力を発見できる眺望に配慮した美しいまち並み景観を形成する。また住宅地においては植栽などの緑を取り入れながら趣のある景観を形成する。



蔵のあるよこみち



区画整理地内

#### ④歴史文化景観

##### 誇りある歴史文化や伝統を守り、深みのある地域景観の形成

本市は歴史の町でもある。新宮熊野神社長床や示現寺に代表される寺社や各地に点在する史跡、また地域に育まれた伝統芸能やまつりの文化は、本市の地域文化を表している。

##### 《方針》

伝統文化に触れる機会を高め、本市固有の寺社や史跡などの深みある景観を保全し、その周辺においては歴史文化資源に調和した景観を創出する。



示現寺



新宮熊野神社長床



日中線記念館

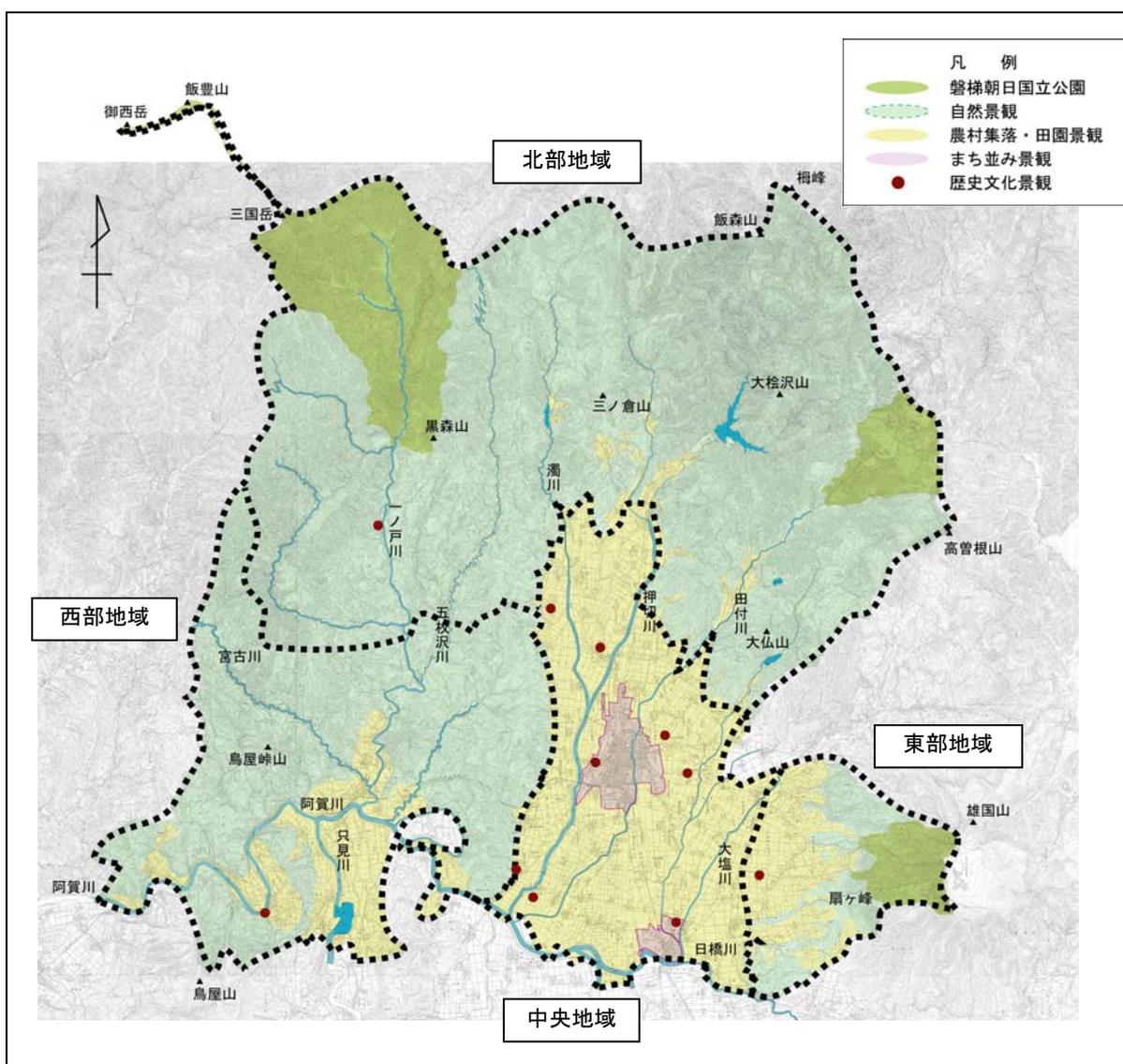


彼岸獅子

## (2) 地域別の景観形成

本市は、周囲を飯豊連峰などの山並みに囲まれた会津盆地の北部に位置し、人口集積の高い中央部を中心に、北に広大な森林と農山村が点在し、東に雄国山麓の田園地帯、西に多くの支流を集めた水量豊富な阿賀川が流れ、変化に富んだ地形を形成している。

これらの市域を喜多方市国土利用計画による中央、東部、北部、西部の4地域に区分して、各地域の景観特性に応じた景観形成を図るものとする。



地域区分図

## 1)中央地域

### 蔵のあるまち並みと調和した景観の形成

会津盆地の北部にまとまった市街地と周辺の田園地帯、北に飯豊連峰、東に雄国山麓と階層的な地形をなしている。

喜多方市街地は、駅前通り、ふれあい通り、おたづき蔵通りを中心に、蔵などを活かしたまちづくりが進められ、蔵や歴史ある建造物が独特のまち並みを形成し、田付川等の水辺とともに、観光客の訪れるにぎわいとやすらぎのある景観を形成している。

塩川市街地は、本市玄関口としてまた川に囲まれた特徴のある市街地として屋号とのれんのまち並みを形成し、日橋川等の河川では、夏の花火大会や秋のバルーンフェスティバルといった人々が集まりにぎわいのある景観を形成している。

市街地周辺に広がる田園地帯は、熊野神社や願成寺など歴史ある寺社や、レンガ蔵の三津谷地区など蔵のある集落が点在し、周囲の山並みや市街地と調和した、本市らしい広がりのある景観を形成している。

市街地とその周辺からは飯豊連峰や雄国山麓の雄大な眺望が見られ、良好な景観を形成している。また市街地に近い大仏山等は周囲の田園と調和した景観を形成している。

#### 《方針》

- 喜多方市街地では、蔵のあるまち並みの維持保全を図るため、隣接する建築物等との一体的な景観形成を進める。
- 国道 121 号や田付川沿いから望める市街地外周部の建築物については、道路側や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。
- 田付川沿いの建築物等は潤いのある水辺や親水空間と調和したデザインに努める。
- 塩川の幹線道路沿いは、南の玄関口となっていることから、屋外広告物にも注意を払い、品位のある景観を形成する。
- 塩川市街地は、屋号とのれんによるまち並みを形成するとともに、日橋川等の水と緑に調和した景観形成を進める。
- 工業地域では、緑豊かでゆとりある空間を活かすとともに、建築物等は背景の山並みと調和した景観の形成を図る。
- 緑豊かな市街地形成に向けて、建築物の敷地まわりや街路沿いは緑化を図る。

- 落ち着いたまち並み形成を図るため、地域性豊かな既存建築物と調和した形態意匠とし、突出した違和感のある色彩は避ける。
- 市街地内で周囲の建物よりも突出して高くなる建物を建築する場合には、表の通り側だけでなく、背面の壁面等の形態意匠についても配慮する。
- 市街地周辺の田園地帯に建造物を建設する場合は、広がりのある田園地帯の景観を損なわない高さとし、周囲を緑化するなど周辺の田園景観となじむようにする。
- 市街地周辺の田園地帯では耕作地の維持管理に努め、豊かな田園景観の維持を図る。
- 市街地やその周辺からの飯豊連峰・雄国山麓等の山並みへの眺望を阻害しないように、建築物等は形態意匠や色彩、高さなどに配慮する。



ふれあい通りの蔵



国道 121 号沿いからの飯豊連峰



塩川のまち並み



三津谷のレンガ蔵

## 2) 東部地域

### 雄国山麓の広大な眺望景観の保全

雄国山麓に広がる広大な農地は、平坦部や慶徳峠などの高台からの雄大な眺望が市民から広く親しまれている。山麓から眺める飯豊連峰や会津盆地は見る者を圧倒する。また緩やかに傾斜したのどかな田園風景が人々の心を和ませ、落ち着いた集落景観がそば畑などの田園景観に溶け込んでいる。

#### 《方針》

- 雄国山麓の斜面における建造物については、周囲に緑化を行うなど周辺からの眺望景観との調和を図る。
- 農村集落等の建築物は、周囲の家並みや樹林との調和を図ると共に、雄国山麓からの眺望を阻害することがないように、形態意匠、色彩、高さ等に配慮する。



大深沢ダムから望む雄国山麓



恋人坂からの会津盆地



雄国山麓からの会津盆地



冬の雄国山麓

### 3) 北部地域

#### 自然景観の保全と農山村集落景観の保全

飯豊連峰などの山並みと広大な森林、濁川、五枚沢川の河川や梅峰溪流水が注ぐ日中ひざわ湖など豊かな自然に恵まれ、三ノ倉高原などからは会津盆地を見下ろすことができる。また、一ノ木地区や杉山地区などの農山村集落は日本の原風景として、背景の山並みと美しい調和を醸しだしている。熱塩温泉と歴史ある示現寺のまち並みは落ちついたたたずまいを見せている。

山あいを流れる一ノ戸川などの美しい溪流の流れが周囲の木々とともに潤いのある景観を形成している。

#### 《方針》

- 飯豊連峰の眺望を損なわない形態意匠や色彩、高さなどの景観形成に努める。
- 山あいの農山村集落では、その土地の歴史風土にあった建造物との調和を維持する。
- 農村集落の建造物は、背後の山並みや河川など、周囲の美しい自然との調和を図る。



日中ひざわ湖



一ノ木地区



そば畑の農村景観



三ノ倉高原からの会津盆地

#### 4) 西部地域

##### 変化のある地形や水の流れを活かした景観形成

阿賀川、只見川により形成された変化に富む段丘地形や一ノ戸川の流れに沿って素朴な田園集落があり、山あいの緩やかな傾斜の中には農山村集落と耕作地が合わさりながら展開し、棚田やそば畑など傾斜した地形をうまく活かした自然と調和した景観を形成している。西羽賀地区や宮古地区などの農村集落は、自然の地形の中に点在し、のどかな景観を形成している。

新郷ダム、山郷ダムや一の戸橋梁や荻野漕艇場など多様な施設が勇壮な景観を形成している。

##### 《方針》

- 阿賀川、只見川、一ノ戸川等の川沿いの建造物では、河川や段丘地形、背景となる緑の山並みとの調和を図る。
- 農山村集落や自然樹林に囲まれた建築物については、周囲の地形や家並み、樹林との調和を図る。
- まち並みを形成する集落では、通り沿いに一体感を保てるような建築物の形態意匠や色彩、高さ等に配慮する。



荻野漕艇場



西羽賀の家並み



立岩の棚田



一の戸橋梁とS L

### (3) 建築物等による目指すべき景観形成

工作物を含めた建築行為等は、個々の行為による美しさの創出だけでなく、背景となる自然景観やまち並み景観、隣接する建造物等に十分配慮し、調和のある景観の創出に努めるものとする。

#### ① 建築物等の行為における周辺への配慮

##### 1) 背景となる景観との調和

大規模な建築物等は、山並みや河川などの自然景観や歴史に育まれた歴史文化景観の中で新たな景観要素となり、周辺から眺めた場合に大きな影響をもたらす。そのため、形態意匠、色彩、位置、高さ等は眺望に配慮して、背景となる山並み等と調和するように努める。



雄国山麓と農村集落



山並みを背景とする建築物

##### 2) 地域の景観特性の尊重

農村集落・田園景観や歴史文化景観などは長い年月をかけて地域に育まれた風土として息づいている。新たな建築行為に当たっては、この地域性や歴史性等に配慮して、周辺となじみのある形態意匠、色彩、位置、高さ等に努める。



源太の農村集落



小松の農村集落

### 3) 通りの連続性

市街地や集落における建築物等は通り沿いに連続性をもって配置されている。通り沿いの建築行為に当たっては、その通りの特性を十分把握して、通りに面した壁面位置、開口部や形態意匠等について、通り沿いに一体的・連続的な景観を形成するように努める。



熱塩温泉のまち並み



上三宮のまち並み

### 4) 隣接建造物等との関係性

まち並み形成は建物の集積によるものであることから、隣接建築物等と極端な違和感を生じないように、建築物の形態意匠、色彩、位置、高さ等について配慮するものとし、また、外周部の緑化等により緩衝帯を設けるなどの工夫を行う。



杉山の家並み



山都みちくさ通り

### 5) 歴史建造物等との調和

多くの人々が訪れる寺社等の歴史建造物や公共施設等に隣接して建築物を設ける場合は、その寺社、施設等の特性を十分考慮して、形態意匠、色彩、位置、高さ等に突出した違和感を生じないように努める。



国登録有形文化財 若喜商店



市指定文化財 願成寺山門

## ② 建築物等の景観要素別配慮事項

### 1) 形態意匠

- 屋根・塔屋は、通りや周辺部などからの眺望景観を阻害しないように建築物と一体とし、落ち着いた色彩とする。
- 建築物の配置は、周囲との連続性に配慮する。
- 壁面・開口部は、通り沿いの表情を形成するものとして、通りからの見え方に配慮した壁面位置や壁面の大きさとする。



蔵のあるまち並み



熊倉街道沿いのまち並み

### 2) 緑化

- 建築物等の周囲に空地を確保できる場合は、通り沿い等の緑化に努める。
- 市街地内道路沿いの建築物では、街路樹と調和した緑化に努める。
- その他道路沿いの建築物では、外壁や道路沿いに連続植栽による緑化に努める。
- 地域で自生する植生や周辺で一般的に用いられる樹種の活用など地域性に配慮した緑化を行う。



緑のある住宅地



道際に緑のある蔵

### 3) 色彩

- 建築物等の屋根や壁面の色彩は、背景となる山並みや周囲の建築物等と一体感のあるものとする。
- 周辺の景観に対し違和感を生じさせることがないように、低彩度の色彩を基本とし、多くの色を用いないように努める。



緑と調和した屋根の色彩



まち並みと調和させた看板

### 4) 高さ

- 建築物等の高さは、飯豊連峰や雄国山麓の眺望を著しく損なうことがないようにする。
- 市街地全体と遠景のスカイライン（空を背景としてまち並みや建物群が形成する輪郭線）を著しく損なう高さとならないようにする。
- まち並みの連続性に配慮して、突出した高い建築物等を避け、隣接建築物と高さの調和を図る。



市街地からの山並み



塩川からの山並み

## 5) 付帯施設

- 建築物の階段や給水タンク等の付帯施設は、道路側から見える表面への設置はできるだけ避けるようにする。
- 塔屋に設置する施設については、独立させず建物と一体的な形態となるようにする。



建築物と一体的な形態の室外機



周辺景観に配慮した販売機

## 6) 屋外広告物

- 幹線道路沿道等に設置する屋外広告物については、品位と節度をもって、大きさ、色彩やデザインを工夫し、できるだけ統合化を図る。
- 農村・田園集落等の自然が多い地域では、屋外広告物についても周囲の景観と調和した大きさや色彩とする。
- まちなかの建築物等に付属する屋外広告物については、できるだけ屋上広告物や突き出し広告物は避け、まち並みと調和したものとする。
- 屋外広告物の破損、汚損等については、速やかに修繕、撤去等を行い、適正な維持管理に努める。

## 7) 夜間照明

- まちなかの大規模な店舗等における照明は、周囲の道路等に影響することがないように適切な照度や灯りの向き等に配慮する。
- 地域を代表する建築物や土木構造物などの建造物では、美しい夜間景観を形成するため、間接照明によるライトアップなど、美しく楽しめる景観の形成を図る。

## 8) その他

- まち並み景観を阻害する廃屋や空き地については、周囲と調和した景観を維持するよう努める。
- 建物を除却して更地とする場合は、まち並みの連続性を維持するため、緑化等により景観維持を図る。

- 森林や耕作地の維持管理や活用に努め、美しい自然景観、農村集落・田園景観の維持に努める。
- 森林や農地においては、薪や石組みなどその景観特性を活かした自然素材を活用した景観形成に努める。
- アンテナ塔やコンクリート構造物などを設置する場合は、山並みや樹林帯などの眺望に配慮するとともに、周囲の景観特性と調和した緑化等を図る。

#### (4) 景観形成重点地域の指定方針

広大な市域を有する本市では、市域全体や各地域に調和した景観形成を図らなければならないが、まち並み景観の優れた地域、歴史文化的価値の高い地域、魅力ある眺望景観を有する地域等は、将来にわたり景観を守るべき価値の高い地域として位置づける必要がある。

このような地域については、景観形成重点地域として指定し、地域の特性や課題を十分把握したうえで、より詳細な景観形成基準や景観誘導方策を定めた景観形成重点地域計画を策定することにより、本市特有の景観の形成を図っていくものとする。

また、地域での景観形成の意識を高めていくための手法として、景観形成住民協定（任意協定）制度を推進し、景観まちづくりを行う住民団体の認定を行い、市民レベルの景観形成の支援誘導を図りながら、景観形成重点地域の指定を目指す。

市民からの地域レベルの景観計画の提案については、必要に応じて景観計画の見直し変更を行い、地域での景観形成の促進を図る。

## 5. 行為の制限（法第8条第2項第3号関係）

### (1) 届出対象行為

#### 1) 建築物（法16条第1項第1号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
建築物の新築又は移転	高さ10m超又は建築面積500㎡超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超 若しくは当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

#### 2) 工作物（法16条第1項第2号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模	
工作物の新設又は移転	① 擁壁、垣（生垣は除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。）	高さ10m超
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20m超
	⑥ 広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ10m超又は表示面積の合計15㎡超
	⑦ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ10m超又は築造面積1,000㎡超
	⑧ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑨ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	⑩ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
	⑪ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑫ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑬ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑬に掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超、若しくは、当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	

#### 3) 開発行為（法16条第1項第3号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

#### 4) その他条例で定める行為（法16条第1項第4号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

※届出を要する行為を行おうとする場合は、構想、計画段階で行為の内容について事前に協議を行うこととする。

## (2) 景観形成基準

### ■基本事項

- 建築物、工作物等の対象敷地及びその周辺地域について、自然、歴史、生活環境等の地域特性を十分調査し、景観形成の目標及び整備課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行う。
- 届出行為の実施に当っては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策並びに県及び市の条例・要綱等に基づく関連する施策との整合を図るものとする。
- 届出行為は、地域の景観に著しい影響を及ぼすことから、届出者は当該行為の事業内容等について説明会の開催等により十分周知を図り、周辺住民との合意形成に努める。

### ■共通事項

- **【景観の保全と調和】**  
行為地を選定するときは、市の代表的なシンボルである飯豊連峰などの雄大な景観を損なうことのないように配置の工夫等に努める。
- **【眺望への配慮】**  
敷地内においては、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するように努める。
- **【空間の構成】**  
景観形成にあたっては、建築物等対象の身近な景観（近景）、周囲のまち並みや田園・集落など地域の生活景観(中景)、背後にとりまく自然地形等の景観（遠景）等、多様な視点によるまとまりある空間構成に努める。
- **【歴史的景観の尊重】**  
本市を代表する歴史建造物や伝統ある地域の建築様式など歴史的景観との調和に配慮した景観形成に努める。
- **【光の演出】**  
四季の変化や一日の明るさの変化に配慮するとともに、夜間の照明景観の美しさを形成するように努める。
- **【品位ある修景】**  
周囲の景観との調和に配慮し、形態意匠や色彩など統一感のある歴史豊かな本市の風土にあったデザインに努める。

1) 建築物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位置		<p>ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。</p> <p>ウ 街路沿い等では壁面線を揃えるなど周囲の建物と調和するように配慮する。</p> <p>エ 市街地では道路境界線から後退するなど生じた空間は、道路と一体的な公共空地として整備するように努める。</p> <p>オ 歴史的建造物等の周辺では、これらの景観保全に配慮する。</p> <p>カ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。</p>
規模		<p>ア 大規模な壁面では、自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、建築物の分節化を図るなど圧迫感の軽減に努める。</p> <p>イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。</p>
形態意匠	屋根	<p>ア 建物の屋根の形状、色彩などは、周辺の山並みや隣接する建物と調和するように配慮する。</p> <p>イ 集落部では、建物の形態や屋根の形状は周辺の自然環境や伝統的な建築様式と調和するように配慮する。</p>
	外壁等意匠	<p>ア 地域の伝統的な建築様式等周囲の建物の形態意匠との調和に配慮する。</p> <p>イ 蔵など歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。</p> <p>ウ 建築物の壁面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。</p> <p>エ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は必要最小限とし、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>オ 市街地内の道路に面する建物は道路より壁面後退を行い、道路と一体的な歩行者空間の形成に配慮するとともに、公共空間として永く親しまれるように品位ある意匠に努める。</p>
	素材	<p>ア 周辺の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。</p> <p>イ 建築物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。</p> <p>ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど自然景観と溶け込むように配慮する。</p> <p>エ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性とともに入色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。</p>
	設備	<p>ア 建物に付帯する屋外階段、塔屋、バルコニー等は、建物本体と一体化されたデザインに努める。</p> <p>イ 空調室外機等の屋上付属設備や、自動販売機の設置はできるだけ集約化する。</p> <p>ウ 付属物を屋上に設置する場合は、建物との一体化を図ったり、適宜遮蔽する。</p>
色彩	色彩・色調	<p>ア 建築物の色彩・色調は極端に派手な色彩の使用は避け、周辺のまち並みや自然環境と調和した色彩とする。</p> <p>イ 周囲の建物等と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように配慮する。</p> <p>ウ 設備機器、屋上工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努める。</p>
敷地の緑化		<p>ア 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。</p> <p>イ 柵を設ける場合は生垣とするなど建築物との調和に配慮しながら周囲の緑化に努める。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。</p> <p>エ 植栽に当たっては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、建築物やまち並みと調和した緑化に努める。</p> <p>オ 道路等に面しては、建築物の圧迫感を和らげるように、建築物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。</p>
その他	駐車場	ア 屋外駐車場は出入口を限定し、安全上支障のない範囲で生垣等による緑化に努める。
	屋外照明	ア 過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮する。
	電線類	ア 市街地内を主に電線類の地中化等により無電柱化に努める。

2) 工作物に係る行為の制限

対象項目		景観形成基準
位置		<p>ア 従来の地形の改変を最小限に留めるように配慮する。また敷地内の優れた樹木、緑地等の既存植生を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>イ 背景となる山並み景観等を損なわないように配慮して配置する。</p> <p>ウ 道路境界線及び隣地境界線から一定の後退をさせて配置する。</p> <p>エ 歴史的建造物等の周辺では、これら景観資源に近接する場合はその景観保全に配慮して配置する。</p> <p>オ 川沿い等の水辺では、水際線の眺望を遮ることがないように配慮してできるだけ後退した配置とする。</p>
規模		<p>ア 周辺の自然景観やまち並み、集落景観と調和するように、工作物の分割等によって、圧迫感を感じさせる形態を和らげるように配慮する。</p> <p>イ 周辺の樹林地に対しては、できる限り樹冠から突出しない高さとするように努める。</p>
形態		<p>ア 地域の景観の連続性に違和感を生じないように配慮するとともに、圧迫感を感じさせない形態を工夫する。</p> <p>イ 工作物の部材は調和ある構成とし、すっきりとした形態とする。</p>
意匠		<p>ア 工作物全体として秩序ある意匠とする。</p> <p>イ 単調な大壁面等による圧迫感をなくし、アクセントのあるデザインの工夫を行う。</p> <p>ウ 地域の歴史的建造物等と近接して設ける場合は、伝統的な意匠を継承し、周囲の歴史的建物の形態意匠との調和に配慮する。</p> <p>エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は外壁の意匠の一部を保存し、又は再生することによって、歴史的景観の保全に努める。</p> <p>オ 工作物及びそれらに附属する、さく等の表面には、施設の名称等の最小限の表示に留め、必要以上の広告物や図画等の表示は避けるように努める。</p>
色彩	色彩・色調	<p>ア 工作物の表面には、げばげばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺のまち並みや自然環境と調和した、落ち着いた色彩を基調とする。</p> <p>イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないように努める。</p>
素材		<p>ア 周辺の自然景観やまち並みとの調和に配慮した素材を用いる。</p> <p>イ 工作物の材料・材質は、地域の自然素材や伝統的素材の使用に努める。</p> <p>ウ 自然景観の中に位置する場合は、反射性の高い素材を避けるなど工作物が自然景観に溶け込むように配慮する。</p> <p>エ 歴史的建造物等に近接して工作物を設ける場合は、歴史的建造物に使用されている伝統的素材と調和したものを使用するように努める。</p> <p>オ 時間の経過により汚れや破損が目立つことがないように、耐久性、耐候性とともな退色性を考慮した風合いの感じられる材料、材質を使用する。</p>
敷地の緑化		<p>ア 工作物の外観を和らげるように、工作物の周囲はできる限り緑化に努める。</p> <p>イ 周囲にさく等を設ける場合には、生垣等の自然素材を用いるように努める。</p> <p>ウ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。</p> <p>エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に生息している郷土種の植栽に努める。</p> <p>オ 植栽に当たっては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、工作物やまち並みと調和した緑化に努める。</p> <p>カ 道路等に面する外壁等については、工作物の圧迫感を和らげるように、工作物と樹木の高さの調和や連続性に配慮して効果的な植栽に努める。</p>

### 3) 開発行為、水面の埋立又は干拓に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
土地の形状	<p>ア 現況地形を尊重し、できる限り従来地形を活かしたものとする。</p> <p>イ 敷地形状は、不整形な分割や細分化により、景観形成上の敷地の連続性を損なうことや無秩序な形態を生じないように努める。</p>
土地の緑化	<p>ア 開発区域等はできる限り連続的な緑化に努め、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等を用いるように努める。</p> <p>イ 樹姿、樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により修景に活かすように努める。</p> <p>ウ 植栽に当っては、周辺の景観になじみ、地域の地形や気候に調和するように、できる限り地域に多く生育する郷土種、自生種を主に選定するように努める。</p> <p>エ 植栽に当っては高木、中木、低木、地被類等を適正に配置して、全体として調和した緑化に努める。</p>
法面の外観	<p>ア 造成に当ってはできる限り長大な法面や擁壁が生じないように、高低差を緩やかに分散させるように配慮する。</p> <p>イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</p> <p>ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。</p> <p>エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。</p>
埋立・干拓 調整池等の築造	<p>ア 埋立又は干拓、調整池の築造における護岸、堤防等の整備に当っては、自然素材の活用や植栽による緑化等により圧迫感のない形態とし、周辺景観との調和に努める。</p> <p>イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。</p>

### 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
採取・掘採の方法	<p>ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、採取又は掘採の位置、方向及び方法をできる限り工夫する。</p> <p>イ 既存の樹林、河川等の優れた景観は、できる限り保全に努め、極力、修景に活用する。</p>
事業地の遮へい化	<p>ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。</p> <p>イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。</p>
跡地の形状	<p>ア 長大な法面や擁壁が生じないように、小段を適宜設けるなど高低差を段階的に処理するなど圧迫感を生じないように配慮する。</p> <p>イ 法面はできる限り緩やかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</p> <p>ウ 道路際等に擁壁を設置する場合は、圧迫感のある垂直擁壁はできるだけ避け、傾斜した擁壁を用いることや、擁壁を後退させて足元を緑化するなど開放的な道路景観を形成するように工夫する。</p> <p>エ 擁壁の表面は、周辺景観と違和感を生じないように、表面の描画等は避け、素材特性を活かすことや緑化ブロックの活用などに努める。</p>
跡地の緑化	<p>ア 土石の採取、鉱物の掘採による露頭する法面は、掘削等の行為が終了したところから速やかに周辺の植生に留意して緑化復元を図る。</p>

### 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る行為の制限

対象項目	景観形成基準
集積又は貯蔵の方法	<p>ア 主要な視点場及び主要な道路から見える眺望方向を阻害しないように、集積又は貯蔵場所の位置をできる限り工夫する。</p> <p>イ 集積又は貯蔵に当っては、高さをできる限り低く抑え、整然とした形状とするなど、外部からの景観に不快感をもたらさないように工夫する。</p>
事業地の遮へい化	<p>ア 事業地の周囲には、樹木の植栽等により周囲の道路からの遮へい措置を講じる。</p> <p>イ 事業地内への出入口は最小限に留め、さく、囲い等により道路等から視認範囲を限定するように努める。</p>

## 6. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る方針（法第8条第2項第4号関係）

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が景観上優れた特徴を有し、道路など公共の場所から、市民が容易に望むことができるもので、以下の要件のいずれかを満たすものを景観重要建造物として指定する。

#### ①歴史文化性

建造後 50 年以上を経て、多様な目的に利用されている蔵など、外観が伝統的様式や技法等の歴史文化的特性を有するもの

#### ②地域特性

地域の自然、歴史、文化、生活様式など、その地域の特徴を示し、本市の生活文化が感じられるもの

#### ③シンボル性

地形条件やまち並み構成上、注目できる位置にあり誰もが認める象徴的なもの

#### ④デザイン性

優れたデザインで、それ自体が地域のシンボルとなる存在を有するもの

#### ⑤市民性

一般市民の利用が多く、市民から長い年月にわたり慕われているもの

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

景観上優れた樹形を有し、道路など公共の場所から市民が容易に望むことができるもので、以下の要件のいずれかを満たすものを景観重要樹木として指定する。

#### ①シンボル性

樹高や樹形など樹木の姿に品格があり、地域のシンボリックな存在として良好な景観形成の核となるもの（まち並みのアイストップとなる樹木や広い敷地の独立した大木など）

#### ②地域特性

地域の自然、歴史、文化、生活様式など、その地域の特徴を示し、本市の生活文化が感じられるもの（地域特有の樹種で生活文化と密着した桐など）

#### ③市民性

一般に親しまれ、長い年月の中で多くの人の心に残り、周辺景観の象徴となっているもの（学校等の樹木など）

#### ④群落性

樹林帯などの一団のまとまりが遠景として地域の魅力ある景観となる樹木群を形成しているもの（農村・集落を囲む防風林など）

#### ⑤連続性

街路や河川沿いなどの連続する並木などで、長い年月四季を通じて市民に親しまれている線状に連続するもの

## 7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限（法第8条第2項第5号関係）

### (1) 基本的事項

屋外広告物に係る行為の制限については、福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図る。また、規制されていない市域において、周辺景観との調和及び安全性の確保を必要とする幹線道路沿については、県で指定する第一種普通規制地域等への指定を進める。

### (2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観誘導方針

屋外広告物は、建築物等と共にまち並み景観形成上重要な役割を担っている。そのため、本市の景観特性を踏まえた景観形成の基本方針に沿って、山並みの眺望や自然景観を妨げないなど、下記の点に留意して誘導を図る。

- ① 設置位置、表示、掲出方法、形態意匠は、本市の雄大な山並み、農村・田園集落と調和するように誘導を図る。
- ② 幹線道路沿道等に設置する広告物及び建築物壁面を利用した広告物は、表示面積や色彩について、周囲のまち並みと調和するように誘導を図る。

## 8. 景観重要公共施設の整備に係る方針（法第8条第2項第5号関係）

### (1) 景観重要公共施設の整備

#### 1) 基本的事項

地域の景観形成の根幹的役割を担う道路、公園、河川等の公共施設については、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づける。

#### 2) 整備に関する基本的な方針

景観重要公共施設の整備に当っては、福島県公共事業等景観形成指針による位置、形態意匠、色彩等の考え方を活かすとともに、以下の方針に基づくこととする。

種 類	基本的考え方	整備に関する事項
道 路	山並みや田園を背景とする地域特性に調和した景観形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 背景の山並み等の地形と調和した線形の道路とし、できるだけコンクリート構造物等を避け、法面緑化等によるソフトな構造による景観形成を行う。</li> <li>● ガードレールや防風雪柵等の付属施設の形態、色彩、素材は地域特性及び周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
	歩道等の空間は、まち並みと調和し、歩いて和みのある景観形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者が安心して楽しく歩くことができる歩行空間として、ユニバーサルデザインへの配慮や、地域の景観特性に応じた舗装や柵のグレードアップに努める。</li> <li>● 夜間照明の設置に当っては間接照明等による品位ある形態、色彩、素材等の工夫を行う。</li> <li>● 地域特性に応じた潤いとやすらぎがある景観を形成するように街路樹の植栽等を行う。</li> </ul>
河 川	市民の憩いの場となるように、背景の山並みと調和した景観形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水害予防と親水性が調和した身近な河川景観を形成するため、自然素材を主とする護岸や遊歩道や広場など親水性の高い河川敷整備に努める。</li> <li>● 段丘状の雄大な河川では、眺望点としての河川と親しむ広場を設けるように努める。</li> <li>● 河川堤防沿いは、水害対策などの安全管理との調和に配慮しつつ、できるだけ散策路や並木の整備を行い、市民の憩いの場としての活用に努める。</li> </ul>
公 園	あらゆる年代の市民が憩いと交流の場として楽しめ、周囲の背景と調和した景観形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園内の施設等の配置にあたっては、周囲の山並み等の方向を活かした景観形成を図るとともに、防犯上の死角を生じないように配慮する。</li> <li>● 展望台や芝生広場など周囲の山並みを眺望できる空間形成に努める。</li> <li>● 河川や清水等による水路に隣接する公園では水辺景観の形成に努める。</li> <li>● 緑豊かで、四季の変化を楽しめる場として、中・高木や低木植栽による緑陰景観を設けるとともに、シンボル樹のある公園とする。</li> <li>● 遊具や柵等の公園施設については、素材、形態・意匠、色彩など地域性に対応した工夫をこらし、周囲の景観と調和したものとする。</li> </ul>

### (2) 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、景観重要公共施設の整備方針に整合したデザインとする。

## 9. 計画の推進にあたって

### (1) 市民・事業者・行政の役割分担

景観形成は、公共空間のみならず、市民の生活の場である個々の建築行為等による景観形成への取り組みや配慮から市全体の美しい趣のある景観が形成される。

そのために、市民、事業者、行政が景観計画を共通の認識として共有し、行動に移していくことを目指す。

#### 1) 市民の役割と取り組み

市民一人ひとりが身の回りの景観への意識を高め、美しい景観形成に向けた取り組みに参加し、地域の景観形成や景観保全の向上に努める。

#### 2) 事業者の役割と取り組み

事業者等は事業活動における施設整備を通じて、景観形成に配慮するとともに、緑化活動など景観向上策に積極的に取り組み、地域景観の向上に努める。

#### 3) 行政の役割と取り組み

優れた景観の保全・形成に向けて、市民の景観意識の高揚を図るとともに市民の共有財産としての景観への取り組みに向けた合意形成に努める。さらに、市民・事業者等が自ら行う景観形成活動について支援・誘導する。

また、道路、河川、公園等の公共施設整備に当っては、周辺住宅地等との調和を図り、市民・事業者等と協力して地域の個性を尊重した景観づくりに努める。

### (2) 景観施策の推進方策

#### 1) 市民の景観形成活動への支援

##### ①景観形成情報の提供

優れた景観形成の事例や取り組みなどの情報をホームページ等により紹介し、景観シンポジウムの開催などを通じて、市民の景観形成に対する関心の醸成を図る。また市民の生活空間における身近な景観資源の発掘に向けた活動を推進する。

##### ②景観形成活動の支援

まちづくりや集落の景観整備に向けた市民活動などの取り組みに対し、建築等の専門家を派遣して、地域の景観づくりのアドバイスや組織づくりのための技術的な支援や景観形成活動に対し助成を行う。

##### ③景観形成住民協定の活用促進

市民の自主的な景観形成を促進する観点により、一定の地区で自主的な景観協定を設け、景観法による景観協定より緩やかで、地域で自主的に景観形成に取り組む任意協定の制度を促進するための支援を行う

##### ④景観重要建造物等の支援

景観重要建造物及び景観重要樹木を指定した場合は、改築や修繕などの維持管理に対して支援を図る。

## 2) 景観形成重点地域の推進

景観づくりに積極的に取り組んでいる地域を景観形成重点地域として指定するため、地域住民との合意形成を図る。

## 3) 地域別景観ガイドラインの作成

地域ごとに景観を調査し特徴を示した上で、建築物等の形態意匠や色彩、高さ、配置、緑化等について、目標や指針を示すこととする。またモデルとなる建築物を例示するなど、分かりやすく解説して、地域住民の理解を深めて、個々の建築活動などにおけるガイドラインとして運用していく。

## 4) 景観審議会

良好な景観形成に関わるあらゆる問題や景観計画の策定及び変更等について、審議を行う専門家を交えた景観審議会を設置する。

## 5) 景観表彰制度

歴史的な建造物や自然と調和したシンボリックな工作物など、良好な景観資源や市民が親しめる良好な景観対象について、表彰規定や選定方法等の仕組みを検討し表彰制度の創設を図る。

## (3) 景観法による制度等

### 1) 住民等提案制度（法第 11 条関係）

良好な景観形成を行おうとする 0.5ha 以上の規模の区域における住民等による提案制度があり、提案があった場合は市民の意向を反映した景観計画の充実に図る。

### 2) 景観協議会（法第 15 条関係）

公共空間等における良好な景観形成が必要な場合において、景観重要公共施設管理者、交通機関事業者、電気・通信関係事業者等が協働で協議する場として活用を図る。

### 3) 景観農業振興整備計画（法第 55 条関係）

田園・農村集落景観が近年、農業従事者の高齢化や担い手不足などから森林の荒廃や耕作放棄地となって、良好な景観が損なわれている側面もある。そのため、景観計画区域内の農業振興地域において、将来にわたり豊かな田園・農村集落景観の保全及び形成を図ることを目的とした、景観農業振興地域整備計画について検討する。

### 4) 景観整備機構（法第 92 条関係）

民間団体や市民による自発的な景観形成を促進するため、景観の保全・整備能力を有する公益法人、NPO などを必要に応じて指定する。

#### (4) 関連施策との連携

##### 1) 都市計画との連携

都市計画法による地区計画制度を活用して景観整備や誘導を図り、市民の建築行為等のまちづくりによる景観形成を推進する。

##### 2) 中心市街地活性化施策との連携

市街地内での空き店舗や空き地の解消に向けた中心市街地活性化施策と連携した市街地景観形成に取り組むとともに、市内各所の良い集落景観の形成に向けて関連施策、制度の活用により、活力ある良好なまち並み景観の形成に努める。

##### 3) 自然公園法との連携

国立公園の区域などでは自然公園法の許可の基準に基づいて景観の維持に努めるが、景観の現状維持、保護が困難となるなど必要な場合には上乘せの許可基準を定める。

## 10. 計画見直しの考え方

喜多方市景観計画は、歴史、風土に支えられた景観資源を尊重しつつ、新たな景観の保全と創出に取り組む計画であるが、時代の変化に対応した経済社会環境の変化、市民による日常的な営みによる景観形成活動の成果などを踏まえて、景観形成の歩みを一層高めていく必要がある。そのため、景観形成やまちづくりの動向を踏まえ適時的確に計画見直しを行うこととする。

### (1) 計画見直しの視点

景観計画区域内の土地利用や経済活動、市民活動は地域個々に多種多様な営みによる変化を展開している。また、景観要素は、自然景観、農村集落・田園景観、まち並み景観、歴史文化景観と豊かな様相を呈している。

そのため、本計画については常に、景観づくりの進行状況を把握し、施策や事業を計画的に管理するとともに、有効性や達成状況の評価により次の展開を図ることが必要となる。こうした観点より、以下の視点に対応して計画の見直しを行うこととする。

#### 1) 時代の変化への対応

- 経済社会活動の変化などに対応して、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン等上位・関連計画が改訂されるのに合わせて見直しを行う。
- 産業構造の変化や担い手の問題など新たな景観形成上の課題が顕著になった場合などに問題を解決するため計画の見直しを行う。

#### 2) 新たな施策・事業に伴う景観形成

- 地域づくり、まちづくりにかかわる施策、事業や戦略的プロジェクトなどに対応して、景観形成上重要な視点を活かすために計画見直しを行う。
- 景観計画区域内における都市基盤等の整備などによる景観形成上の大きな変化に対応して、新たな要素を踏まえた計画見直しを行う。

#### 3) 市民協働の景観づくりの進展

- 地域における市民主体の景観形成活動の進展に応じて、景観重点区域の指定等よりきめ細やかな景観形成方策を位置づけるために計画見直しを行う。
- 市民公募による景観資源の発掘等により、新たな景観形成方針の立案を行う場合などに見直しを行う。

### (2) PDCAサイクル手法による計画管理

景観計画に位置づけられた景観推進方策等による景観づくりについては、計画の基本目標等に照らして、実現に向けた実践、市民意識の高まり、地域の事業活動等を通して、施策・事業の点検、評価、見直し、改善のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行い、景観形成の達成度評価による効果を検証し、景観計画の見直しに反映する。